

今後の審議の進め方等について（案）

令和 2 年 11 月 5 日
統計作成プロセス部会部会長

統計作成プロセス部会に付託されたミッション

第155回統計委員会（令和2年10月1日）
資料「資料1の参考」（抜粋）

【対応の背景事情】

- 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）においては、「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」（令和元年12月24日 統計行政改革推進会議統計行政新生部会）を踏まえ、統計作成プロセス監査（第三者監査）の導入が求められているところ

（４）品質確保に向けた取組の強化
ア PDCAサイクルの確立等

- **統計委員会が取りまとめる要求事項及び方針に基づき、総務省から派遣された統計監理官が行う第三者監査※も活用し、統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる【関係府省、総務省・令和3年度（2021年度）から実施】**

※ 第三者監査とは、統計委員会が取りまとめる要求事項（品質の高い統計を作成するために行う必要がある事項。以下同じ。）及び方針に基づき、総務省から派遣された統計監理官等が行う取組をいう。統計の作成府省は、第三者監査に対応するとともに、その結果を活用して、統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。

取組の前提

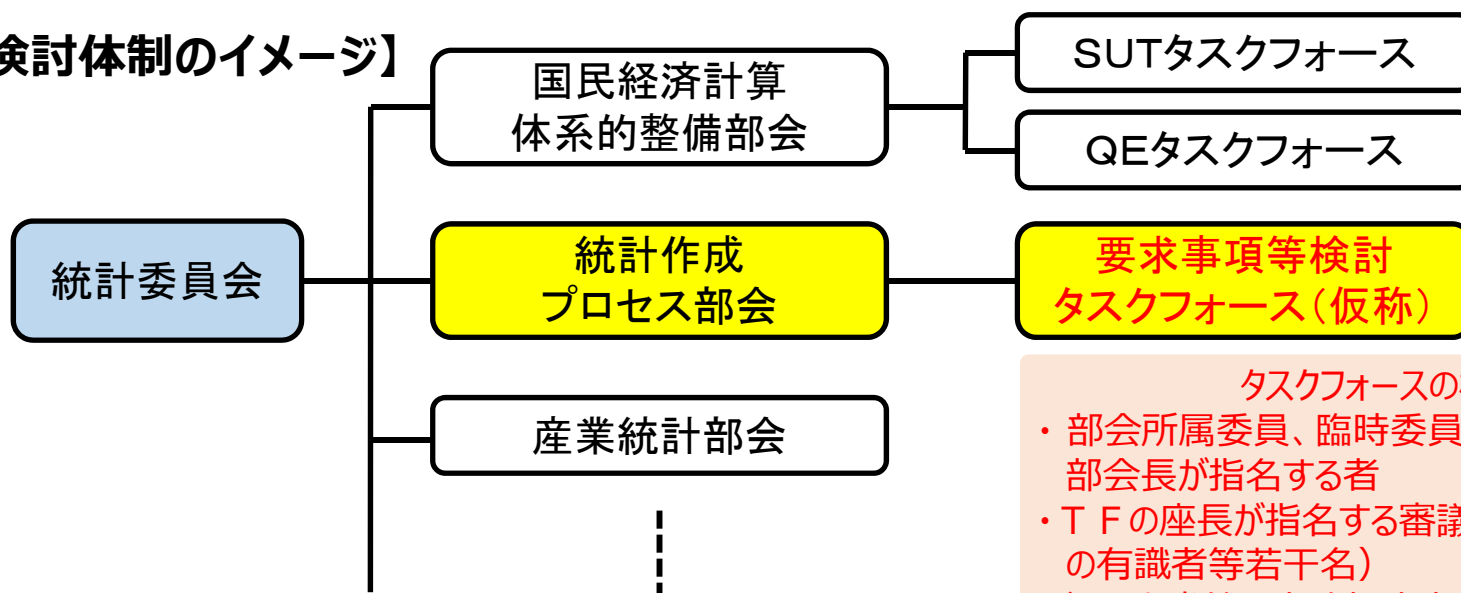
「統計作成プロセス監査（第三者監査）」の導入に向けた、「要求事項」及び「方針」の検討・取りまとめ ⇒ 統計委員会における新たなミッション

⇒ 当部会としては、対応の背景事情も踏まえつつ、取組の導入に必要な「要求事項」と「方針」の案を取りまとめ、委員会に報告することが必要

今後の審議の進め方等について①

- ◆ 部会の新たなミッションである「統計作成プロセス監査の導入に向けた要求事項と方針の検討・取りまとめ」については、統計の品質管理に関する国際基準（ISO20252、NQAF等）や、既存の統計作成プロセス等も踏まえて、掘り下げた検討が求められているところ
- ◆ また、令和3年度（2021年度）からの統計作成プロセス監査の導入というミッションの前提となる要求事項と方針については、可能な限り早期に結論を得ることが求められているところ
- ◆ このため、このミッションに関しては、部会の下に、専門的な知見を有する少人数から構成されるタスクフォースを設置し、集中的かつ効率的に検討するとともに、その結果をベースに部会における多様な意見も反映しつつ、最終的な案を取りまとめることとしてはどうか

【検討体制のイメージ】



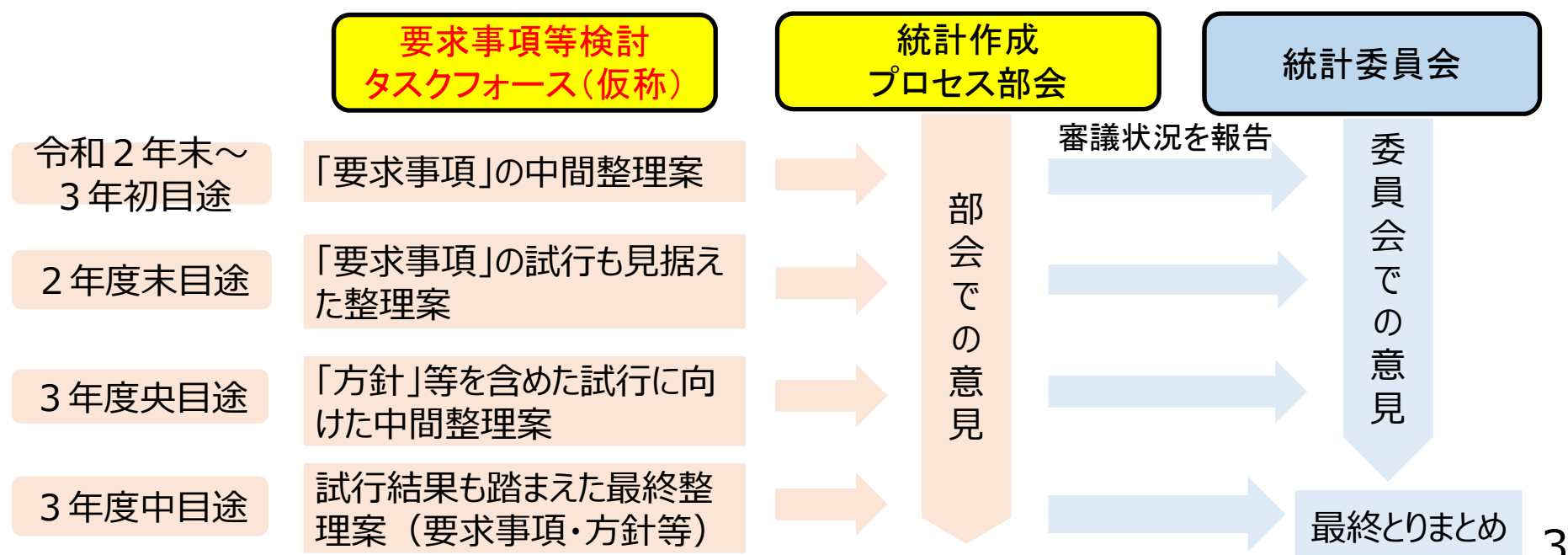
タスクフォースの構成案

- ・ 部会所属委員、臨時委員及び専門委員から、部会長が指名する者
- ・ T Fの座長が指名する審議協力者（品質管理の有識者等若干名）
- ・ 主要府省等の実務担当者

今後の審議の進め方等について ②

- ◆ 統計作成プロセス監査の導入に向けては、「総合的対策に基づく改革工程表」も踏まえ、検討のベースとなる日本品質管理学会規格や関連するガイドライン等が存在する「要求事項」の検討を先行することとしてはどうか
- ◆ また、ミッションに対応しつつ、この取組を実効性あるものとするためには、試行的な運用結果も踏まえて、最終的な結論を得ることとしてはどうか
- ◆ このため、部会の下に設置されるタスクフォースにおいては、以下のようなスケジュール感で審議を進め、その結果を部会に報告することとし、部会におけるタスクフォースに所属しない委員等の多様な意見も反映しつつ、統計委員会に対する部会報告を取りまとめることとしてはどうか

【想定される検討スケジュール】



御議論いただきたいポイント（今後の進め方等）

- ◎ タスクフォースを設置して集中的かつ効率的に検討した結果を基に、部会の審議状況を取りまとめて委員会に報告
- ◎ 「要求事項」の検討を先行し、その結果も踏まえて「方針等」を検討するなど、段階的に検討
- ◎ 最終的には、試行的な導入結果も踏まえて、実効性のある要求事項及び方針等を取りまとめ
- ◎ その他、今後の検討・審議を進めるに当たって、留意が必要と考えられる事項